

令和5年度 学校徴収金集金計画表 (A部門)

倉吉養護学校

小学部

	給食費	教材費	PTA会費	スポーツセンター掛金	計
4月	6,300	5,000			11,300
5月	6,300			368	6,668
6月	6,300		1,000		7,300
7月	6,300		1,000		7,300
8月	6,300				6,300
9月	6,300	5,000			11,300
10月	6,300				6,300
11月	6,300				6,300
12月	6,300				6,300
1月	6,300				6,300
2月	6,300				6,300
3月	調整額				調整額
計		10,000	2,000	368	

中学部

	給食費	教材費	PTA会費	スポーツセンター掛金	計
4月	6,300	5,000			11,300
5月	6,300			368	6,668
6月	6,300		1,000		7,300
7月	6,300		1,000		7,300
8月	6,300				6,300
9月	6,300	5,000			11,300
10月	6,300				6,300
11月	6,300				6,300
12月	6,300				6,300
1月	6,300				6,300
2月	6,300				6,300
3月	調整額				調整額
計		10,000	2,000	368	

高等部

	給食費	教材費	PTA会費	スポーツセンター掛金	計
4月	6,300	5,000			11,300
5月	6,300			1,613	7,913
6月	6,300		1,000		7,300
7月	6,300		1,000		7,300
8月	6,300				6,300
9月	6,300	5,000			11,300
10月	6,300				6,300
11月	6,300				6,300
12月	6,300				6,300
1月	6,300				6,300
2月	6,300				6,300
3月	調整額				調整額
計		10,000	2,000	1,613	

※ 他に宿泊学習、修学旅行、高等部は教科書代金等集金をさせていただく場合があります。(別途文書等でお知らせします。)

※ 給食費は、3月に食数・単価が確定してから精算し、調整額(差額)を集金または返金します。合計は見込額です。

(令和4年度から給食代の支払いに手数料が必要となりましたので、児童生徒職員から案分し徴収します。)

※ 教材費は、使用状況により後期分の金額を変更する場合があります。(文書等でお知らせします。)

※ PTA会費は4月の総会で決定となります。(金額に変更がある場合は文書でお知らせします。)

※ 口座引落の場合、1回の引き落とし毎に別途手数料が必要となります。(合銀は引き落としと不可の場合も必要)

※ 毎月の引き落とし日は、4月は17日、その他の月は10日(休日の場合は繰り下がり)です。都合により変更させていただく場合があります。